

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	デジタル行政推進局
委託業務番号	令和4年度 長デジ第41号
委託業務名称	スマホ講習会開催業務委託
委託業務場所	長浜市西浅井町大浦2590 西浅井まちづくりセンター ほか9か所
業務の概要	高齢者をはじめとしたあらゆる世代の方々のデジタル活用を支援するため、身近なデジタルツールであるスマートフォンの講習会を開催することについて委託するもの。
履行期間	契約締結日の翌日から令和4年10月30日まで
契約年月日	令和4年8月2日
契約額(税込)	金700,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市浜大津4-2-15 浜大津SSビル4階 [商号又は名称] 株式会社HONKI
契約相手方の選定理由	上記事業者は、総務省がスマホ講習会の内容等を示し実施補助を行う「利用者向けデジタル活用支援事業」の採択のもと、本市内での開催実績があり、また、昨年度に市事業の委託実績もある。このことより、本市の特性に応じた講座を実施することができると思われ、昨年度に引き続き講習会を円滑に実施するためには、上記事業者による業務を委託することが必要であるとして契約の相手方としたもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>